

議案第54号

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年9月10日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、職員の育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備する  
等のため必要があるからである。

## みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第8条の2第1項中「第15条の3第3項」を「第15条の3第14項」に改める。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第15条の3第1項及び第2項を次のように改める。

任命権者は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として規則で定める職員を除く。次項及び第10項から第13項までにおいて同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「子育て部分休暇」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 次に掲げる区分に応じ、次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 1年につき77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第15条の3第3項中「給与額」の次に「(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)」を加え、同項を同条第14項とし、同条第2項の次に次の11項を加える。

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

4 第1号部分休業（育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項に規定する子育て部分休暇の承認については、当該子育て部分休暇が第1号子育て

部分休暇である場合に限って行うことができる。

- 5 第14条の規定により規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）若しくは第15条の2第1項の規定による介護時間又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇若しくは当該介護時間又は当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 6 非常勤職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は第1号部分休業若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該第1号部分休業若しくは当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
- 7 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。
  - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
  - (2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 8 第2号部分休業（育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項に規定する子育て部分休暇の承認については、当該子育て部分休暇が第2号子育て部分休暇である場合に限って行うことができる。
- 9 第2号部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに第2項第2号ア（非常

勤職員にあっては、同号イ)に掲げる時間から当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

10 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

11 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の請求をすることができる。

12 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

13 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったこと又は第10項に規定する事情に該当すると認めるときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三好町条例第1号）第8条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) みよし市職員の育児休業等に関する条例第8条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後のみよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）及びみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号。第15条第3項、第15条の2第3項及び<u>第15条の3第14項</u>において「給与条例」という。）第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2以下 略</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 <u>任命権者は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として規則で定める職員を除く。次項及び第10項から第13項までにおいて同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの</u></p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）及びみよし市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年みよし市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 略</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号。第15条第3項、第15条の2第3項及び<u>第15条の3第3項</u>において「給与条例」という。）第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2以下 略</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 <u>子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「子育て部分休暇」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u></p> <p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる区分に応じ、次に定める時間を超えない範囲内</u></p> <p>ア <u>非常勤職員以外の職員 1年につき77時間30分</u></p> <p>イ <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p>3 <u>前項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第1号部分休業（育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項に規定する子育て部分休暇の承認については、当該子育て部分休暇が第1号子育て部分休暇である場合に限って行うことができる。</u></p> <p>5 <u>第14条の規定により規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）若しくは第15条の2第1項の規定による介護時間又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇若しくは当該介護時間又は当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>6 <u>非常勤職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は第1号部分休業若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該第1号部分休業若しくは当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u></p> <p>7 <u>第2項第2号に掲げる範囲内で請求する第1項に規定する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p>8 <u>第2号部分休業（育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項に規定する子育て部分休暇の承認については、当該子</u></p>	<p>2 <u>子育て部分休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>育て部分休暇が第2号子育て部分休暇である場合に限って行うことができる。</u></p> <p><u>9 第2号部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに第2項第2号ア（非常勤職員にあっては、同号イ）に掲げる時間から当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p><u>10 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達した日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u></p> <p><u>11 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の請求をすることができる。</u></p> <p><u>12 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が退職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</u></p> <p><u>13 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったこと又は第10項に規定する事情に該当すると認めるときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。</u></p> <p><u>14 子育て部分休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を減額する</u>  <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、みよし市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三好町条例第1号）第8条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) みよし市職員の育児休業等に関する条例第8条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発</u></p>	<p>3 子育て部分休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>

みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p><u>生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第17条の4</u> 略</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第17条の3</u> 略</p>